

## 河合町学校再編統合準備部会運営要領

## 1 設置

河合町学校再編統合準備委員会（以下、「委員会」という。）で必要があると認めた事項について、河合町学校再編統合準備部会（以下、「部会」という。）を設置する。

## 2 業務

部会は、委員会で必要があると認めた事項について調査検討し、委員会に結果を報告する。

## 3 部会員の構成

部会員は次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域の代表者
- (3) 学校の代表者
- (4) 役場の代表者
- (5) その他町長が必要と認めるもの

## 4 部会員の任期

部会員の任期は、当該事項に関する調査検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充員は前任者の残任期間とする。

## 5 部会長の選任

- (1) 部会に部会長を置く。
- (2) 部会長は部会員のうちから互選する。
- (3) 部会長は部会の事務を掌理する。

## 6 部会の運営

- (1) 部会の会議は部会長が招集する。
- (2) 部会で必要があると認めたときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- (3) 部会の書記は事務局が担当する。

## 7 事務局

各部会の事務局は教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

## 8 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し定める。

## 附則

この要領は、公布の日から施行する。